

令和3年度（2021年度） 豊中市内部統制評価報告書

豊中市長長内繁樹は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊中市長長内繁樹は、豊中市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、豊中市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊中市内部統制基本方針」（令和3年（2021年）3月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

豊中市においては、令和3年度（2021年度）を評価対象期間とし、令和4年（2022年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を3件把握したため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

上記3に記載の重大な不備の是正に関する事項は次のとおりです。

（1）債務負担行為議決案件の当初予算計上漏れについて

本事案は市営住宅のエレベーター改修工事で発生しました。当初、この工事は、令和3年度（2021年度）に実施予定でしたが入札不調となり、令和4年度（2022年度）にかけての2カ年工事として債務負担行為を設定しました。その後、令和4年度（2022年度）当初予算に予算計上すべきところ、それを漏らしたものです。

原因は、必要な事務処理について関係部局間で具体的に共有できていなかったことによるものです。

再発防止のため、予算計上が必要な事案を集約・リスト化し点検するとともに、関係部局の複数の職員でチェックを徹底することにしました。

(2) 工事設計金額の積算誤りについて

本事案は、造園工事の入札業務で2件発生しました。

いずれも、入札終了後、失格した業者から「設計金額の精査」を求められ、設計書を確認したところ金額の誤りが判明したものです。

原因は、代価表作成時の使用材料の選択と単価設定の誤りによるものです。

再発防止のため、積算終了後には、担当者、検算担当者に加えて、担当係長も「土木工事積算システム」の「代価表一覧」及び「単価表一覧」で金額及び単位のチェックを行うことにしました。

(3) ポイントの付与誤りについて

本事案は、デジタル商品券発行業務で新型コロナワクチン接種済者にプレミアムポイントを付与する際、委託事業者が誤って未接種者にもポイントを付与したものです。

原因は、システムへの情報設定漏れとワクチンの接種状況等の確認不足によるものです。

再発防止のため、委託事業者による作業体制の強化、市による作業体制等の検証・見直し、作業手順をマニュアル化しました。また、委託事業者の確認作業後、市がサンプリングによる再確認を行うことにしました。

これらは、市民生活に大きな影響を及ぼす重大な事案で、本市の行政運営に対する信用の低下を招くおそれがあるものと考えています。令和4年度（2022年度）においては、評価において把握した不備事案及び再発防止策等について全庁的に情報を共有し注意喚起を行うとともに、重要なものについては新たにリスク設定するなどし、リスク発生の未然防止に取り組めます。

令和4年（2022年）6月28日 豊中市長 長 内 繁 樹